

# 六法全書 令和七年版 有効な改正前規定

「有効な改正前規定」について

六法全書では、基準日（令和七年一月〇日）までに公布された法令による改正を織り込み刊行しています。しかし、その法令がすぐに施行されず、施行の日が六法全書の刊行日よりずっと先になることがあります。効力をもっているのは改正を織り込む前の条文ですが、六法全書に掲載しているのは改正を織り込んだ条文であるため、書籍の六法全書では、実際に効力をもっている条文を調べるのができなくなっています。

そこで、効力をもつ改正前の条文で、令和七年六月二日から令和八年三月三十一日までに施行されるものを「有効な改正前規定」として公開します。なお、令和八年四月一日以降に施行されるものについては、六法全書本体に小さな文字で改正規定などを掲載しています。

本欄では、令和七年三月一日現在での「有効な改正前規定」を掲載しています。施行の日が未確定なものは「令和七・二・三までに施行」などと表記していますが、施行期日を定める法令により施行の日が確定し、改正法令が施行されると、六法全書に掲載している条文が効力をもつこととなります。

令和七年三月一日

有斐閣六法編集室

## 凡 例

〈内容現在〉 令和七年三月一日  
 〈掲載内容〉 六法全書令和七年版の掲載法令中、施行期日の到来していない改正前の規定を掲載した。  
 〈施行期日の範囲〉 令和七年六月二日から令和八年三月三十一日まで（令和八年四月一日以降のものは六法全書に注記を加えて掲載した。）  
 〈掲載の原則〉 該当する条文を条ごとに掲載した。ただし六法全書と同一の部分については（略）などと表記して、項及び号の範囲で省略している。  
 〈改正法一覽〉 各掲載法令の題名の次に、対象となる改正法令の法令名と公布日・施行期日を掲げた。なお、施行期日は別の法令により定められる場合がある。施行期日が「公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。」などと定められている場合には、具体的な日付に置き換えて表記した。  
 〈施行日決定一覽〉 六法全書基準日（令和七年一月〇日）から同年三月一日までに公布された施行期日を定める法令による施行期日を一覽で掲げた。

## 施行日決定一覽

法 名	施 行 期 日	施 行 期 日 を 定 め た 法 令
金融商品取引法等の一部を改正する法律（令和五法七九附則第一条第四号）	令和七・四・一	令和七・二・七政・九
情報通信技術の進展等に対応するための社債、株式等の振替に関する法律等の法律（令和五法八〇附則第一条第二号）	令和七・四・一	令和七・二・七政・三
流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（令和六法三三附則一条本文）	令和七・四・一	令和七・一・三政・二〇
重要経済安保情報の保護及び活用に関する法律（令和六法七一附則第一条）	令和七・五・二六	令和七・二・五政・五
銃砲刀剣類所持等取締法の一部を改正する法律（令和六法四二附則第一条）	令和七・三・一	令和七・二・二四政・三
食料の安定供給のための農地の確保及びその有効な利用を図るための農業振興地域の整備に関する法律等の法律（令和六法六二附則第一条）	令和七・四・一	令和七・二・二四政・四
国家公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和六法七九附則第一条）	令和七・一〇・一	令和七・二・五政・三
地方公務員の育児休業等に関する法律の一部を改正する法律（令和七法五五附則第一条）	令和七・一〇・一	令和七・二・五政・四

# 目次

## 公 法

- 政党助成法(平成六法五)……………三
- 政治資金規正法(昭和三法一九四)……………三
- 公証人法(明治四二法五三)……………六
- 国家公務員法(昭和三法二〇)……………八
- 国家公務員災害補償法(昭和二六法一九一)……………八
- 地方自治法(昭和二法六七)……………九
- 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律(平成二法二七)……………九
- 国税通則法(昭和三七法六六)……………九
- 国税徴収法(昭和三四法四七)……………九
- 所得税法(昭和四〇法三三)……………一〇
- 法人税法(昭和四〇法三四)……………一〇
- 租税条約の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律(昭和四四法四六)……………一〇
- 消費税法(昭和六三法〇八)……………一二
- 印紙税法(昭和四三法三三)……………一二
- 登録免許税法(昭和四二法三五)……………一二
- 租税特別措置法(昭和三三法二六)……………一三
- 地方税法(昭和三五法三六)……………一三
- 土地取得税法(昭和二六法二九)……………一四
- 地球温暖化対策の推進に関する法律(平成一〇法一七)……………一四

## 民 事 法

- 民法(明治二九法八九)……………一七
- 民法施行法(明治三三法一)……………一七
- 不動産登記法(平成一六法二二三)……………一七
- 高齢者の居住の安定確保に関する法律(平成一三法二六)……………一八
- 担保付社債信託法(明治八法五二)……………一九
- 民事訴訟費用等に関する法律(昭和四六法四〇)……………二〇
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(平成二三法三二)……………二〇
- 民事執行法(昭和五四法四)……………二二

## 刑 事 法

- 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律(平成一法三六)……………二二

## 社 会 法

- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三法三九)……………二二
- 育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則(平成三〇法三九)……………二三
- 労働保険の保険料の徴取等に関する法律(昭和四四法八四)……………二四
- 労働組合法(昭和二四法一七四)……………二四
- 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(平成一五法七八)……………二五

- (昭和六〇法八八)……………二五
- 障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三五法二三)……………二五
- 雇用保険法(昭和四九法二一六)……………二六
- 厚生年金保険法(昭和二九法二一五)……………二八
- 生活困窮者自立支援法(平成二五法一〇五)……………二八

- 児童福祉法(昭和二法一六四)……………二八
- 身体障害者福祉法(昭和二四法二八三)……………二九
- 知的障害者福祉法(昭和三五法三七)……………二九
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律(平成二三法七九)……………二九
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成一七法一一三)……………三〇
- 社会福祉法(昭和二六法四五)……………三〇
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和二五法一一三)……………三〇

## 産 業 法

- 中小企業等協同組合法(昭和二四法一八)……………三一
- 消費生活用製品安全法(昭和四八法三二)……………三一
- 銀行法(昭和五六法五九)……………三三
- 保険業法(平成七法一〇五)……………三三
- 貸金業法(昭和五八法三三)……………三四
- 金融商品取引法(昭和三三法三五)……………三四
- 経済施策を一體的に講ずることによる安全保険の確保の推進に関する法律(令和四法四三)……………三四
- 商品先物取引法(昭和二五法三三九)……………三四
- 建設業法(昭和二四法一〇〇)……………三五

- 電気事業法(昭和三九法一七〇)……………三六
- 原子力基本法(昭和三〇法一八六)……………三六
- 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和三三法二六六)……………三七
- 電波法(昭和三五法一一三)……………三九
- 放送法(昭和三五法一一三)……………四〇









三 代理人ノ依リ囑託セラレタルキ、其ノ旨並其ノ代理人ノ住所、職業、氏名及年齢  
 四 囑託人ハ其ノ代理人ノ氏名ヲ知り且之下面識アルキハ其ノ旨  
 五 第三者許可又ハ同意ヲ得タルトハ其ノ旨及其ノ事由並其ノ第三者住所、職業、氏名及年齢若シテハ其ノ名称ヲ併シ  
 六 鑑定キトシテ提出セシ又ハ二筆並キニ署名スル方法ニ依リ提出キトシテ証明セシ又ハ二筆並キニ署名スル方法ニ依リ提出キトシテ証明セシトコトヲ証明セシタルトキハ其ノ旨及其ノ事由  
 七 第三十條第一項但書場合ハ其ノ旨及其ノ事由ハ急迫ナル場合ニ於テ人違キコトヲ証明セシマシトキハ其ノ旨及其ノ事由  
 八 通事ハ立會人又ハ立會人シメタルキハ其ノ旨及其ノ事由並其ノ通事又ハ立會人ノ住所、職業、氏名及年齢  
 九 前項ノ規定ニ依リ公証人証書ヲ作成スルニハ普通通易ノ文字ヲ用テ作成スルコトヲ得

第七條 公証人証書ヲ作成スルニハ普通通易ノ文字ヲ用テ作成スルコトヲ得  
 第八條 文字ノ訂正  
 第九條 文字ノ訂正  
 第十條 文字ノ訂正

第十一條 公証人証書ノ作成  
 第十二條 公証人証書ノ作成  
 第十三條 公証人証書ノ作成  
 第十四條 公証人証書ノ作成

第十五條 公証人証書ノ作成  
 第十六條 公証人証書ノ作成  
 第十七條 公証人証書ノ作成  
 第十八條 公証人証書ノ作成

第十九條 公証人証書ノ作成  
 第二十條 公証人証書ノ作成  
 第二十一條 公証人証書ノ作成  
 第二十二條 公証人証書ノ作成

第二十三條 公証人証書ノ作成  
 第二十四條 公証人証書ノ作成  
 第二十五條 公証人証書ノ作成  
 第二十六條 公証人証書ノ作成

第二十七條 公証人証書ノ作成  
 第二十八條 公証人証書ノ作成  
 第二十九條 公証人証書ノ作成  
 第三十條 公証人証書ノ作成

第三十一條 公証人証書ノ作成  
 第三十二條 公証人証書ノ作成  
 第三十三條 公証人証書ノ作成  
 第三十四條 公証人証書ノ作成

第三十五條 公証人証書ノ作成  
 第三十六條 公証人証書ノ作成  
 第三十七條 公証人証書ノ作成  
 第三十八條 公証人証書ノ作成

第三十九條 公証人証書ノ作成  
 第四十條 公証人証書ノ作成  
 第四十一條 公証人証書ノ作成  
 第四十二條 公証人証書ノ作成

公証人証明書、第三者許可又ハ同意ヲ証ヘキ証書其ノ他ノ附屬書類ハ公証人ノ作成シタル証書ニ之ヲ連続スヘシ但シ囑託人ノ附屬書類ノ一部ヲ選付テ請求シタルトキハ其ノ原本ヲ原本トシテ提出スルコトヲ得

第四三條 原本提出の場合  
 第四四條 原本提出の場合  
 第四五條 原本提出の場合  
 第四六條 原本提出の場合

第四七條 原本提出の場合  
 第四八條 原本提出の場合  
 第四九條 原本提出の場合  
 第五〇條 原本提出の場合

第五一條 原本提出の場合  
 第五二條 原本提出の場合  
 第五三條 原本提出の場合  
 第五四條 原本提出の場合

第五五條 原本提出の場合  
 第五六條 原本提出の場合  
 第五七條 原本提出の場合  
 第五八條 原本提出の場合

第五九條 原本提出の場合  
 第六〇條 原本提出の場合  
 第六一條 原本提出の場合  
 第六二條 原本提出の場合

第六三條 原本提出の場合  
 第六四條 原本提出の場合  
 第六五條 原本提出の場合  
 第六六條 原本提出の場合

第六七條 原本提出の場合  
 第六八條 原本提出の場合  
 第六九條 原本提出の場合  
 第七〇條 原本提出の場合

第七一條 原本提出の場合  
 第七二條 原本提出の場合  
 第七三條 原本提出の場合  
 第七四條 原本提出の場合

第七五條 原本提出の場合  
 第七六條 原本提出の場合  
 第七七條 原本提出の場合  
 第七八條 原本提出の場合

係ヲ異ニスル証書ノ一部ヲ有テ部分及証書ノ方式ニ関スル記載ヲ抄録シテ其ノ正本ヲ作成スルコトヲ得  
 前項ノ正本ニハ抄録正本タルコトヲ記載シ前項第一號ノ記載ニ依リ之ヲ作成スルコトヲ得

第五〇條 正本交付の旨の記  
 第五一條 正本交付の旨の記  
 第五二條 正本交付の旨の記  
 第五三條 正本交付の旨の記

第五四條 正本交付の旨の記  
 第五五條 正本交付の旨の記  
 第五六條 正本交付の旨の記  
 第五七條 正本交付の旨の記

第五八條 正本交付の旨の記  
 第五九條 正本交付の旨の記  
 第六〇條 正本交付の旨の記  
 第六一條 正本交付の旨の記

第六二條 正本交付の旨の記  
 第六三條 正本交付の旨の記  
 第六四條 正本交付の旨の記  
 第六五條 正本交付の旨の記

第六六條 正本交付の旨の記  
 第六七條 正本交付の旨の記  
 第六八條 正本交付の旨の記  
 第六九條 正本交付の旨の記

第七〇條 正本交付の旨の記  
 第七一條 正本交付の旨の記  
 第七二條 正本交付の旨の記  
 第七三條 正本交付の旨の記

第七四條 正本交付の旨の記  
 第七五條 正本交付の旨の記  
 第七六條 正本交付の旨の記  
 第七七條 正本交付の旨の記

第七八條 正本交付の旨の記  
 第七九條 正本交付の旨の記  
 第八〇條 正本交付の旨の記  
 第八一條 正本交付の旨の記

第八二條 正本交付の旨の記  
 第八三條 正本交付の旨の記  
 第八四條 正本交付の旨の記  
 第八五條 正本交付の旨の記

前項ノ登記、囑託書ハ証書、贈本ヲ添付スルコトヲ要ス  
 第五八條 第五八條第六條ハハ全改められた

第五八條 私証書の証法  
 第五九條 私証書の証法  
 第六〇條 私証書の証法  
 第六一條 私証書の証法

第六二條 私証書の証法  
 第六三條 私証書の証法  
 第六四條 私証書の証法  
 第六五條 私証書の証法

第六六條 私証書の証法  
 第六七條 私証書の証法  
 第六八條 私証書の証法  
 第六九條 私証書の証法

第七〇條 私証書の証法  
 第七一條 私証書の証法  
 第七二條 私証書の証法  
 第七三條 私証書の証法

第七四條 私証書の証法  
 第七五條 私証書の証法  
 第七六條 私証書の証法  
 第七七條 私証書の証法

第七八條 私証書の証法  
 第七九條 私証書の証法  
 第八〇條 私証書の証法  
 第八一條 私証書の証法

第八二條 私証書の証法  
 第八三條 私証書の証法  
 第八四條 私証書の証法  
 第八五條 私証書の証法

第八六條 私証書の証法  
 第八七條 私証書の証法  
 第八八條 私証書の証法  
 第八九條 私証書の証法

第九〇條 私証書の証法  
 第九一條 私証書の証法  
 第九二條 私証書の証法  
 第九三條 私証書の証法

有効な改正前規定（公証人法）

有効な改正前規定（国家公務員法） 国家公務員災害補償法

- 第六條 國語簿の調製 公証人ハ認證書ヲ調製スヘシ
- 第六條 認證書記載事項 認證書ヲ与フル毎ニ進行順序ヲ逐々七ノ事項ヲ記入スヘシ
  - 一 登簿番号
  - 二 嘱託人住所及氏名若シテナルトハ其ノ名称及事務所
  - 三 證書種類及署名捺印者
  - 四 認證書ノ方法
  - 五 認託人住所及氏名
  - 六 認託人住所
- 第六條 二 定款認取公証人 会社法第三十條第一項及其ノ適用規定並ニ一般社団法人及ビ一般財団法人ニ関スル法律第十條及第百五十五條ノ規定ニ依リ定款認取公証人ハ本本店又ハ支店事務所所在地ヲ管轄スル法務局又ハ地方法務局ノ所属公証人ニテ取敢テ
- 第六條 三 定款認取ノ手續
  - ①前条ノ定款其ノ定款方電磁的記録ヲ以テ作レタル場合ニ於ケルハ電磁的記録ヲ除キ以下之ニ同ジ
  - ②認取ノ場合ニ於テ提出シテラザル要ス
- ② 認託人前項ノ定款認取ヲ与フルハ嘱託人ヲシテ其ノ前項ニ於テ定款額ニ付テ署名又ハ記名捺印ヲ自認セシメ其ノ旨ヲ之ニ記載スルコトヲ要ス
- ③ 認託人ハ前項ノ記載ヲシテ中一項目ヲ保存シ他ノ一通ヲ嘱託人ニ送付スルコトヲ要ス
- ④ 第五十條第三項 第六十條 第六十條 第六十條及第六十二條ノ規定ハ前項ノ場合ニテ之ヲ準用ス
- 第六條 四 附屬書之連綴
  - ①代理人 権限ヲ証スルキ証書 官公署ノ証明書 第三者許可又同意ヲ証スルキ証書 他ノ附屬書類ハ前条第三項ノ規定ニ依リ公証人保存スル定款ノ之ヲ連綴スヘシ
- ② 第四十條 第一項但書及第七項ノ規定ハ前項ノ場合ニテ之ヲ準用ス
- 第六條 五 準用規定 第六十條一及第六十條四ノ規定ハ第六十條三ニテ之ヲ準用ス
- 第六條 六 電磁的記録ノ認取ノ方法
  - ①指定公証人電磁的記録ノ二認取ヲ与フルハ法務省令ノ定ムル電磁的記録ノ保存ノ方法ニ依リ行フ
  - ②認取ニ於テ電磁的記録ニ記録セラルル情報ニ付テシテ行フ
  - ③第六十條一ノ規定ニ依リ電磁的記録ヲ以テ作レタル場合ニ於ケル其ノ電磁的記録ニ記録セラルル情報ニ付テシテ行フ
  - ④行爲ノ限一ノ行為ヲシテタル場合ニ於テ行フ
  - ⑤電磁的記録ニ記録セラルル情報ニ付テシテ行フ
  - ⑥電磁的記録ニ記録セラルル情報ニ付テシテ行フ
- 一 嘱託ニ係ル電磁的記録ニ記録セラルル情報方其ノ者ヲ作成スルモノナルトシテ指示ニ依リテ該情報方他ノ情報ニ改変セラルタルヤ否ヤヲ確認シ得ル等作成者ヲ確定スルコトヲ得ルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲシタルトキ
- 二 前号ニ規定スル措置ヲ与フル場合ニ於テ当事者其ノ一面

- 前二於テ嘱託ニ係ル電磁的記録ノ内容ナルトシテ宣誓シタル上前項各ノ行為ヲシタルトキ其ノ旨ヲ内容タルスル情報ヲ電磁的記録ニ記録セラルル情報ニ電磁的方式ニ依リ付シテ之ヲ為スコトヲ要ス此場合ニ於テ第五十八條ノ二第三項ノ規定ヲ準用ス
- ③ 前項ノ規定ヲ認取ノ場合ニ於テハ法務省令ノ定ムルコトニ依リ之ヲ為スコトヲ要ス
- ④ 第六十條及第三十條乃至第三十一條ノ規定ハ第二項及第二項ノ規定ニ依リ電磁的記録ニ記録セラルル情報ニ付テシテ行フ
- ⑤ 嘱託ニ係ル電磁的記録ノ内容方過剰ナルコトヲ知リ第二項ノ宣誓ヲ為シタル者ハ十以下ノ過剰トス
- 第六條 七 認取電磁的記録による情報の保存、証明等
  - ①指定公証人ハ法務省令ノ定ムルコトニ依リ前条第二項又ハ第八項ノ規定ニ依リ認取タル電磁的記録ニ記録セラルル情報 同一性確認スルニ足ル情報ヲ保存ス
  - ②嘱託ハ前条第一項又ハ第二項ノ規定ニ依リ認取タル電磁的記録ニ記録セラルル情報 同一性確認タル電磁的記録ノ保存ヲ請求スルコトヲ得
  - ③嘱託人 其ノ承継人又ハ電磁的記録ノ趣旨ヲ付法律上利害關係有スルコトヲ証明シタル者 左ノ証明又ハ情報ヲ提供テ請求スルコトヲ得
    - 一 自己ノ保存スル電磁的記録ニ記録セラルル情報ニ第二項ノ規定ニ依リ電磁的記録ニ記録セラルル情報方同一ナルコトニ因スル証明
    - 二 第二項ノ規定ニ依リ保存セラルル電磁的記録ニ記録セラルル情報 同一性確認ヲ提供
  - ④前項第二号ノ情報ヲ提供ハ法務省令ノ定ムルコトニ依リ同号ノ電磁的記録ノ内容ヲ証スル書面ヲ交付シテ之ヲ為スコトヲ得
  - ⑤前条第三項ノ規定ハ第二項ノ請求ニテ之ヲ準用ス
  - 第六條 八 電磁的記録ノ認取等を与える場合ノ措置
    - ①指定公証人前条第二項ノ規定ニ依リ認取タル又ハ電磁的方式ニ依リ之ヲ明告スル情報ヲ提供行フ場合ニ於テハ認取タル電磁的記録ニ記録セラルル情報及当該証明内容タル情報若ハ提供スル情報ニ左ノ措置ヲ為スコトヲ要ス
      - 一 電磁的記録ニ記録セラルル情報方指定公証人ノ作成スルモノナルトシテ指示ニ依リテ該情報方他ノ情報ニ改変セラルタルヤ否ヤヲ確認シ得ル等作成者ヲ確定スルコトヲ得ルモノトシテ法務省令ニ定ムルモノヲシタルトキ
      - 二 指定公証人方前号ニ規定スル措置ヲ与フルモノナルコトヲ確認スル為必要ナル事項ヲ証明スル情報方電磁的方式ニ依リ付シタルコト
    - ②前項第二号ノ情報ハ法務大臣又ハ法務大臣ノ指定シタル法務局若ハ地方法務局長ノ長ヲ作ル
    - ③前項ノ指定ハ告示シテ之ヲ為ス

○国家公務員法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令 第七〇一施行

・国家公務員ノ育児休業等ニ関スル法律の一部を改正する法律（令和六・二・二五法七九）附則七条 令和七・一〇・一施行

○国家公務員災害補償法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令 第七〇一施行

・国家公務員ノ育児休業等ニ関スル法律の一部を改正する法律（令和六・二・二五法七九）附則五条 令和七・一〇・一施行

附則（令和六・一・二六六）

第七條 ①（略）

② 国家公務員ノ育児休業等ニ関スル法律（平成元法律百九十九号）第九條（中略）において、「育児休業法」という第二條第一項に規定する育児休業期間勤務を待っている暫定再任用職員に対する前項の規定の適用については、同項中「とする」とあるのは、「は、国家公務員ノ育児休業等ニ関スル法律（平成三年法律第百号）第七條の規定により読み替えられた一般職の職員ノ勤務時間、休暇等ニ関する法律（平成六年法律第三十三号）第五條第一項ただし書ノ規定により定められた当該暫定再任用職員ノ勤務時間と同じ書面に規定する勤務時間と除いて得た数に乗じて得た額とする」とする。

平均給与總額

第四條 ②（略）

③（注）（略）

④ 育児休業の承認を受けて勤務しなかつた日、承認を受けて育児休業期間勤務を待た及び育児休業期間承認を受けて育児休業期間の一部において勤務しなかつた日（略）

⑤ 暫定再任用期間勤務職員は、定年前再任用期間勤務職員とみなして、附則第十九條の規定による改正後の育児休業法（中略）第二十八條第一項並びに附則第二十條の規定による改正後の一般職の勤務時間、休暇等ニ関する法律第五條第二項、第六條第一項ただし書及び第七條第一項ただし書ノ規定を適用する。

⑥（略）

⑦（略）

⑧（略）

⑨（略）

⑩（略）





# ○所得税法

有効な改正前規定（所得税法）

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和五・三・三三）  
本則一条（令和八・一・施行）
- ・雇用保険法等の一部を改正する法律（令和六・五・一七）  
六、附則〇条（令和七・一〇・施行）

## （給与所得の特定支出の控除の特例）

### 第七七条の二（略）

② 前項に規定する特定支出とは、居住者の次に掲げる支出その支出につきその者に係る第二十八条第一項に規定する給与のうちにより補填される部分（以下この項において「給与等」といふ。）により補填される部分があり、かつその補填される部分につき所得が課税されない場合における当該補填される部分及びその支出につき雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）第十條第五項（失業等給付）に規定する教育訓練給付金、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）第三十一條第一号（母子家庭自立支援給付金）に規定する母子家庭自立支援教育訓練給付金又は同法第三十條の十（父子家庭自立支援給付金）において準用する同号に規定する父子家庭自立支援教育訓練給付金が支給される部分がある場合における当該支給される部分を除くをいう。

### ③ ④ ⑤（略）

## （青色申告の取りやめ等）

### 第一（青色申告）

① 第四百十三條（青色申告）の承認を受けている居住者は、その年分以後の各年分の所得税につき青色申告書の提出をやめようとするときは、その年の翌年三月十五日までにその申告をやめようとする年その他財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該年分以後の各年分の所得税については、その承認は、その効力を失ふものとする。

② 第四百十三條の承認を受けている居住者が同条に規定する業務の全部を譲渡し又は廃止した場合は、その譲渡し又は廃止した日の属する年の翌年分以後の各年分の所得税については、その承認は、その効力を失ふものとする。

## （開業等の届出）

第三十九條 居住者又は非居住者は、国内において新たに不動産所得、事業所得又は山林所得を生ずべき事業を開始し又は当該

法人税法

租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律）  
該事業に係る事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、若しくはこれらを移転し若しくは廃止した場合には、財務省令で定めるところにより、その旨その他必要な事項を記載した届出書を、その事実があつた日から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

## （給与等の支払をする事務所の開設等の届出）

### 第三〇条

国内において給与等の支払事務を取り扱う事務所、事業所その他これらに準ずるものを設け、又はこれらを移転し若しくは廃止したときは、その事実につき前項の届出を提出すべき場合を除き、財務省令で定めるところにより、その旨から一月以内に、税務署長に提出しなければならない。

# ○法人税法

有効な改正前規定（所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律）

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和五・三・三三）  
本則一条（令和八・一・施行）

## （青色申告の取りやめ）

### 第二（青色申告）

① 第四百十一條第一項（青色申告）の承認を受けている内国法人（通関法人を除く）は、当該事業年度以後の各事業年度の同項各号に掲げる申告書を青色申告により提出することをやめようとするときは、当該事業年度終了の日の翌日から二月以内に、当該事業年度開始の他の財務省令で定める事項を記載した届出書を納税地の所轄税務署長に提出しなければならない。この場合において、その届出書の提出があつたときは、当該事業年度以後の各事業年度については、その承認は、その効力を失ふものとする。

## （往書略）

### 第一四六条（略）

第七十條第一項第四号	（略）
告の承認	（略）
の取消	（略）

# ○租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・所得税法等の一部を改正する法律（令和六・三・三〇）  
本則一六条（令和八・一・施行）

## （双方居住者の取扱い）

第六方居住者（第二項第一号に規定する居住者で租税条約の規定により当該租税条約の相手国等とみなされるもの）は、同法及び地方税法の施行地に居住者となし、そのものとみなして、所得税法（第十五条及第十六条を除く。）地方税法（当該租税条約の規定の適用を受ける住民（道庁税、市町村民税、郡民税及び特別区民税をいう。）又は事業税に係る部分に限る。）及びこの法律の規定を適用する。

## 相手国等から情報の提供要請があつた場合の当該職員の問題検査権

### 第九九条（一）

国際税務署の当該職員は、租税条約等の規定に基づき当該租税条約等の相手国等から当該相手国等の租税に関する調査を当該相手国等の当局から行う場合、当該相手国等の租税に関する法令を執行する当局が行う犯罪事件の調査を除く）に必要な情報の提供を要請があつた場合には、前条第一項の規定により当該情報の提供を行うために、当該要請において特定された者に質問し、その者の事業に関する帳簿書類その他の作成又は保存に代えて電磁的記録（電子方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録）であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。第十條の三において同じ。作成又は保存されている場合における当該電磁的記録を含む。第十條の九、第十項及び第十三条第四項において同じ。その他の物件を検査し、又は当該物件（その写しを含む。）の提示若しくは提出を求めようとする。

## （特定取引を行う者の届出書の提出等）

第九〇条の五（一）平成二十九年六月一日以後に報告を機関等との間でその営業所等を通じて特定取引を行う者は、当該特定取引を引を行う者が特定法人である場合において、その特定法人に係る実質的支配者があるときにあつては、当該特定法人及びその実質的支配者とし、特定取引を行う者が特定組合員等（信



有効な改正前規定（消費税法）

○消費税法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・所得税法の一部を改正する法律（令和五・三・三三法）
本則六条（令和七・一・二・五まで）に施行）

別表第一（第二十一条、第二十二條の三、第三十條、第三十五條の關係）
七・一六（略）

イ（略）
ロ 社会福祉法第二十一条（定義）規定する社会福祉事業及び更生保護事業法（平成七年法律第八十六号）第二十条第一項（定義）に規定する更生保護事業として行われる資産の譲渡等（社会福祉法第二十一条第四号若しくは第七号に規定する障害者支援施設若しくは授産施設を経営する事業）
同条第二項第一号の二に規定する生活困窮者就労継続事業、同項第四号の二に規定する地域活動支援センターを

経営する事業又は同号に規定する障害福祉サービス事業（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十条第七項、第十三項又は第十四項（定義）に規定する生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業）に關するもの及び政令で定めるものを除く。
八・一三（略）

印紙税法（登録免許税法）

○印紙税法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三）
本則九条（令和七・一・二・一三まで）に施行）

別表第一 課税物件表（第二条―第五条、第七条、第十二条関係）

番号	課税物件	課税標準	非課税物件
一五（略）	物名	定義	
六（定義）（略）			一 株式会社又は相互会社
七（二十）（略）			二 第三項（定義）の規定により公証人の保存するもの以外のもの

○登録免許税法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧
・資源循環の促進のための再資源化事業等の高円化に関する法律（令和六・五・二九法四）（附則六条（令和七・一・二八まで）に施行）
・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六・六・一九法五） 附則三條（令和八・一・一施行）

別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表（第二条、第五条、第九條、第十條、第十三條、第十五條、第十七條、第十九條、第二十一條、第二十三條、第二十四條、第二十四條、第三十條の六（關係）

課税標準	税率
一―三十九（略）	
四十 金融商品市場の開設の免許、算定額当量に係る取引を行う市場の開設の認可、組織変更の認可、店頭売買有価証券市場の開設の認可、外国市場引の認可、金融商品取引所持株式会社に係る認可、認定金融商品引業協会若しくは認定投資者保護団体の認定又は自主規制業務の認可	
(一) 金融商品取引法第八十七條の二第一項ただし書（算定額当量に係る取引を行う市場の開設等の認可）の認可（同項ただし書の商品先物取引をするために必要な市場の開設の業務又は金融商品取引所グループ若しくは金融商品取引所持株式会社グループに属する二以上の会社（金融商品自主制法人を含む）に共通する業務に係るものを除く）	
四十一―九十三の二（略）	

九十四 会員商品取引所の設立若しくは株式会社商品取引所の許可、算定額当量に係る取引を行う市場の開設等の認可、組織変更の認可、商品取引所持株式会社に係る認可又は第一種特定商品市場類似施設若しくは第二種特定商品市場類似施設の開設の許可

略	略
(一) 商品先物取引法第三條第一項ただし書（算定額当量に係る取引を行う市場の開設等の認可）の認可（同項ただし書の金融商品市場の開設の業務又は金融商品債務引業等に係るものを除く）	
(二) 略	
(三) 九十五―百五十一の三（略）	
百五十六の四（改正により追加）	
百五十七―百六十（略）	

# ○租税特別措置法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・政治資金規正法等の一部を改正する法律（令和七・一・八法）
- （二）本則一条（令和八・一一一施行）

〔政治活動に関する寄附をした場合の寄附金控除の特例又は所得税額の特別控除〕

## 第四一条の八

個人が、政治資金規正法の一部を改正する法律（平成六年法律第四号）の施行の日から令和十一年三月十一日までの期間（次項において「指定期間」という。）内、政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第四十四条に規定する政治活動に関する寄附（同法の規定に違反するものとなるもの及びその寄附をした者に特別の利益及び承認されるものを除く。次項において「政治活動に關する寄附」という。）をした場合には、当該附に係る支出金のうち、次に掲げる団体に對するものは、第一号又は第二号に掲げる団体に對する寄附に係る支出金にあつては、当該支出金を支出した年分の所得税につき次項の規定の適用を受け、当該支出金を除き、第四号ロに掲げる団体に對する寄附に係る支出金にあつては、その団体が推薦し又は支持する者が、公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第八十六条から第八十六条の四までの規定により第四号ロの候補者として届出のあつた日の属する年及びその前年中にされたものに限る。）で政治資金規正法第十二条又は第十七条の規定による報告書により報告されたもの及び同号イに規定する公職の候補者として公職選挙法第八十六条、第八十六条の三又は第八十六条の規定により届出のあつた者に対し当該公職に係る選挙運動に關してされたもので同法百八十九条の規定による報告書により報告されたものは、所得税法第七十八条第二項に規定する特定寄附金とみなして、同法の規定を適用する。

## ②（一）略

## ②（二）略

# ○地方税法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

- ・地方税法等の一部を改正する法律（令和五・三・三法）
- 本則一条（令和八・一一一施行）
- ・脱炭素社会の実現に向けた電気給付体制の確立のための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五・六・七法）
- 四 附則一条（令和七・六六六施行）

〔所得控除〕

## 第三四一条（一）

### （一） 住書略

十の二、自己を生計を一にする配偶者（第三十二条第三項に規定する青色事業専従者に該当するもので同項に規定する給与の支払を受けるもの及び同条第四項に規定する事業専従者に該当するものを除き、前年の合計所得金額が百三十三万円以下であるものに限る。）で控除対象配偶者に該当しないものがある所得期の納税義務者（その配偶者がこの号に規定する所得割の納税義務者としてこの号の規定の適用を受けているものを除き、前年の合計所得金額が千円以下であるものに限る。）次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

## イ一八（略）

## ②（一）略

## ②（二）略

## ②（三）略

## ②（四）略

## ②（五）略

## ②（六）略

## ②（七）略

## ②（八）略

## ②（九）略

## ②（十）略

## ②（十一）略

## ②（十二）略

## ②（十三）略

## ②（十四）略

## ②（十五）略

## ②（十六）略

## ②（十七）略

## ②（十八）略

## ②（十九）略

## ②（二十）略

附則

## （事業税の課税標準の特例）

### 第九条（一）②（略）

（以下この項において「一般送配電事業者」という。）が原子力損害の賠償に関する法律（昭和三十三年法律第四十七号）第二条第二項に規定する原子力損害の賠償に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額及び電気事業法第百八条第一項に規定する原子力発電工場の廃止に要する金銭に相当する金額として総務省令で定める金額を同法第二条第一項第十五号に規定する発電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合又は同項第十一号の三に規定する配電事業者がこれらの金額を一般送配電事業者で総務省令で定めるものに交付する場合における第七十二条の十四号の各事業年度の収入金額は、令和二年四月一日から令和七年三月三十一日までの間に開始する各事業年度分の事業税に限り、第七十二条の二十四の十一項の規定にかかわらず、同項の規定により算定した収入金額から政令で定める金額を控除した金額による。

### ②（一）②（略）

### ②（二）略

### ②（三）略

### ②（四）略

### ②（五）略

### ②（六）略

### ②（七）略

### ②（八）略

### ②（九）略

### ②（十）略

### ②（十一）略

### ②（十二）略

### ②（十三）略

### ②（十四）略

### ②（十五）略

### ②（十六）略

### ②（十七）略

### ②（十八）略

### ②（十九）略

### ②（二十）略

### ②（二十一）略

### ②（二十二）略

### ②（二十三）略

### ②（二十四）略

### ②（二十五）略

### ②（二十六）略

### ②（二十七）略

### ②（二十八）略

### ②（二十九）略

### ②（三十）略

有効な改正前規定（租税特別措置法 地方税法）





（事務規程）

第七七条の四① 指定実施機関は、主務省令で定める国際協力

排出削減関係事務の実施に關する規程、以下この条及び第五

十七条の三十一第一項第四号において「事務規程」といふ

を定む。主務大臣の認可を受けなければならない。これを更新し

ようとするときも、同様とする。

④（略）

（改正後の第五七条の九）

（事業計画等）

第五七条の五① 指定実施機関は、毎事業年度、主務省令で

定めるところにより、事業計画書及び取次予算書を作成し、当該

事業年度の開始前に、第五七条の十九第一項の規定により指

定を受け及び日の属する事業年にあつては、その指定を受けた

後遅滞なく、主務大臣の認可を受けなければならない。これ

を変更しようとするときも、同様とする。

②（略）

（改正後の第五七条の〇）

第五七条の二六―第五七条の三〇（略、改正後の第五七条の一

―第五七条の五）

（指定の取消し等）

第五七条の二① 主務大臣は、指定実施機関が第五七条の二

第十項（第二号を除く。）のいずれかに該当しに至つた

ときは、当該指定実施機関の指定を取り消さなければならない。

②（往書略）

第五十七條の二十第一項各号のいずれかに適合しなくなつ

たと認められるとき。

一 第五十七條の二十一第一項、第五十七條の二十五、第五

七條の二十七又は前条第二項の規定に違反したとき。

三 第五十七條の二十二第二項、第五十七條の二十四第四項又

は第五十七條の二十八の規定による命令に違反したとき。

四 第五十七條の二十四第一項の規定により認可を受けた事務

規程によるないで、国際協力排出削減関係事務を行ったと

五 不正な手段により第五十七條の十九第一項の規定による指

定を受けたとき。

（略）

（改正後の第五七条の一六）

第五七条の三一（略、改正後の第五七条の一七）

（主務大臣による国際協力排出削減関係事務の実施）

第五七条の三① 主務大臣は、指定実施機関が第五十七條の三

十七第一項の規定により国際協力排出削減関係事務の全部若し

くは一部を休止した場合、第五十七條の三十一第二項の規定に

より指定実施機関に対し国際協力排出削減関係事務の全部若

しくは一部の停止を命じた場合又は指定実施機関が天災その他

の事由により、国際協力排出削減関係事務の全部若しくは一部

を実施することが困難なつた場合において必要があることを認め

るときは、第五十七條の十九第二項の規定にかかわらず、国際  
協力排出削減関係事務の全部又は一部を自ら行つてもとする。  
③②（略）  
主務大臣が、第一項の規定により国際協力排出削減関係事務  
を行うこととし、第五十七條の三十第二項の規定により国際  
協力排出削減関係事務の廃止を許可し、又は第五十七條の三  
十一第一項若しくは第二項の規定により指定を取り消した場合  
における国際協力排出削減関係事務の引継ぎその他の必要な  
事項は、主務省令で定める。  
改正後の第五七条の一八

第五七条の三四（略、改正後の第七七条の一九）

（七）の法律の施行に當つての配慮

第六〇条 環境大臣、経産大臣及び農林水産大臣は、この法

律の施行に當つては、事業者が自主的に行う算定相当量の取

得及び国の管理口座への移転、事業者による国際温室効果ガス

排出削減等協力事業に資する取組の実施、国際協力排出削減

の取得及び政府保有口座への移転並びに事業者が行う他の者の

温室効果ガスの排出の削減等に寄与する取組を促進するよう

適切な配慮をするものとする。

（手数料）

第六〇条（往書略）

一 第四十六條第三項の管理口座の開設の申請をする者 改正

により削られた。

二 第四十八條第二項の振替の申請をする者 改正により削ら

れた。

三 第五十五條の書面の交付を請求する者 改正により削られ

た。

四 第五十七條の九第三項の法人等保有口座の開設の申請をす

る者（改正後の）

五 第五十七條の十一第二項の振替の申請をする者 改正後の

（一）

六 第五十七條の十七の書面の交付を請求する者（改正後の

（三）

第六九條（往書略）

一（略）

二 第五十七條の二十三第一項の規定に違反して、国際協力排

出削減関係事務に關して知ることのできた秘密を漏らし

又は濫用した者

第六九條の二 第五十七條の三十一第二項の規定による国際協力  
排出削減関係事務の停止の命令に違反した指定実施機関の役  
員又は職員は、一年以下の拘禁刑又は三十万円以下の罰金に処  
する。  
第七一條 次の各号のいずれかに該当する場合は、当該違反行為  
をした者は、五十万円以下の罰金に處する。  
一 第四十六條第三項の規定による申請に關し虚偽の申請をし  
たとき。  
二 第五十七條の九第三項の規定による申請に關し虚偽の申請  
をしたとき。  
第七二條の二（往書略）  
一 第五十七條の二十七の規定に違反して帳簿を備えず、帳簿  
に記載せず、若しくは帳簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保  
存しなかつたとき。  
二 第五十七條の規定による報告を求められた  
て、報告をせず、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定  
による検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。  
三 第五十七條の三十第一項の規定による許可を受けなで、  
国際協力排出削減関係事務の全部を廃止したとき。  
第七五條（往書略）  
一 第四十七條第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届  
出をした者 改正により削られた。  
三 第五十六條第一項の規定による命令に違反した者 改正に  
より削られた。  
四 第五十七條の十第一項の規定による届出をせず、又は虚偽  
の届出をした者（改正後の（一））

附則  
第三條・第四條（略、改正後の第三條・第三條）



# ○民法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令 覽

・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三） 本則四五条（令和七・一二・一三までに施行）

## （債権者のみなし承諾）

第三八四条（省略）

一三（略）

四 第一号の申立てに基づき競売の手続を取り消す旨の決定（民事執行法第六十八條において準用する同法第六十八條第三項若しくは第六十八條第三項の規定又は同法第六十二條第十三條第三項第五号の請求が提出された場合における同第八二項の規定による決定を除く。）が確定したとき。

## （公正証書遺言）

第九六九条（修正後）

一・二（略）

三 公証人が、遺言者の口述を筆記し、これを遺言者及び証人に読み聞かせ、又は閲覧させること、改正により廃られた。

四 遺言者及び証人が、筆記の正確なことを承認した後、各自これに署名し、印を押すこと。ただし、遺言者が署名することができない場合は、公証人がその事由を付記して、署名に代えることができる。改正により廃られた。

五 公証人が、その証書は前身に掲げる方式に従つて作ったものである旨を付記して、これに署名し、印を押すこと。（改正により廃られた）

（改正後の①）

②③ 改正により追加

## 公正証書遺言の方式の特則

第九九条の二

① 口がきけない者が公正証書によつて遺言をする場合には、遺言者は、公証人及び証人の前で、遺言の趣旨を通訳人の通訳により申述し、又は自書し、前条第二号の口授に代えなければならない。この場合における同条第三号の規定の適用については、同号中「口述」とあるのは、「通訳人の通訳による申述又は自書」とする。

② 前条の遺言者又は証人が耳が聞こえない者である場合には、公証人は、同条第三号に規定する筆記した内容を通訳人の通訳により遺言者又は証人に伝えて、同号の読み聞かせに代えることができる。改正により廃られた。

③ 公証人は、前二項に定める方式に従つて公正証書を作つたと

きは、その旨をその証書に付記しなければならない。改正後の②

## （外国に在る日本人の遺言の方式）

第九八四条 日本一の領事の駐在する地に在る日本人が公正証書又は秘密証書によつて遺言しようとするときは、公証人の職務は、領事が行ふ。この場合においては、第九百六十九條第四号又は第九百七十條第一項第四号の規定にかかわらず、遺言者及び証人は、第九百六十九條第四号は第九百七十條第一項第四号の印を押すことを要しない。

# ○民法施行法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令 覽

・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・一四法五三） 本則五四条（令和七・一二・一三までに施行）

## （確定日付情報）

第八八条

①②（略）

第七七条 日付情報を付す場合の措置等 ①公証人法第六十條ノ七及び第六十二條ノ八ノ規定ハ指定公証人カ第五條第一項ニ規定スル請求ヲ二因リ日付情報ヲ付スル場合ニ之ヲ準用ス

②（略）

第八八条（確定日付記入の手数料） ①②（略） ③第一項ノ規定ハ第五條第一項ニ規定スル請求ヲ行フ者並ニ前條第一項ニ於テ準用スル公証人法第六十條ノ七第一項及ヒ第三項ノ規定ニ依ル請求ヲ行フ者ニ之ヲ準用ス

# ○不動産登記法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令 覽

・民法等の一部を改正する法律（令和三・四・二八法二四） 本則二条（令和八・一二・二二施行）

## （地図の写しの交付等）

第二〇条

①②（略）

③ 前条第一項から第五項までの規定は、地図等について準用する。



該同居配偶等と期間付死亡時終了建物賃貸借の契約をしなければならぬ。

③(略)

(改正後の第六三条)

第六三条 第六六条(略) 改正後の第六四条 第六七条

(地位の承継)

第七七条 認可事業者の一般承継人は、当該認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継する。

② 前項の規定により事業の認可に基づく地位を承継した者は、滞滞なく、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

③ 認可事業者から認可住宅の敷地の所有権その他該認可住宅の整備及び管理に必要な権原を取得した者は、都道府県知事の承認を受け、当該認可事業者が有していた事業の認可に基づく地位を承継することができる。

(改正後の第六八条)

(改善命令)

第六八条 都道府県知事は、認可事業者が第五十四条各号に掲げる基準に適合して認可住宅の管理を行っていないと認めるときは、当該認可事業者に対し、相当の期限を定めて、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。(改正後の第六九条)

(事業の認可の取消)

第六九条① 都道府県知事は、認可事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、事業の認可を取り消すことができる。

一 第六十七条第二項の規定に違反したとき。

二(略)

三 不正な手段により事業の認可を受けたとき。

② 第五十五条の規定は、前項の規定による事業の認可の取消しについて準用する。

(改正後の第七〇条)

(事業の廃止)

第七〇条① 認可事業者は、当該事業の認可を受けた事業を廃止しようとするときは、都道府県知事にその旨を届け出なければならない。

② 事業の認可は、前項の規定による届出があった日から将来に向かってその効力を失う。

(改正後の第七一条)

(事業の認可の取消し等後の建物賃貸借契約の効力)

第七一条 前一条の規定による事業の認可の取消し若しくは事業の廃止又は第六十七条第三項の規定による承認を受けないでした認可住宅の管理に必要な権原の移転は、当該取消し若しくは廃止又は権原の移転前にされた建物賃貸借契約の効力に影響を

及ぼさない。ただし、借地借家法第三章の規定により賃借人に不利なものとして無効とされる特約については、この限りでない。(改正後の第七二条)

第七二条 略、改正後の第七三条

第七三条 略、改正後の第七四条

第七四条 第七八条(略) 改正後の第七五条 第七九条

第七九条 第八一条(略) 改正後の第八〇条 第八三条

### ○担保付社債信託法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和五・六・一四法五)

三 本則三三三(令和七・一二・三三までに施行)

(担保権の実行の義務等)

第四三三(略) ① 受託会社は、総社債権者のために、当該受託会社が付与された執行力のある債権名義の正本に基づき担保物について強制執行をし、担保権の実行の申立てをし、又は企業担保権の実行の申立てをすることができる。

②(略)

③(略)

# ○民事訴訟費用等に関する法律

有効な改正前規定（民事訴訟費用等に関する法律）  
配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・四法五三）  
 ・本則八八条（令和七・二・一三までに施行）  
 ・スマートフォンの活用に関する法律（令和六・六・一九法五八）  
 ・競争の促進に関する法律（令和六・六・一九法五八）  
 条一（令和七・二・一八までに施行）

（当事者その他の者が負担すべき民事訴訟等の費用の範囲及び額）  
 第百一十條（略）  
 第百一十一條（略）

十二 強制執行の申立て若しくは配当請求のための債務者名義の正本の交付、執行文の付与又は民事執行法（昭和五十四年法律第四号）第二十九條の規定により送達すべき書類の交付を受けるために要する費用

十三 公証人法（明治四十二年法律第五十三号）第五十七條ノ二の規定により公証人がする書類の送達のために要する費用  
 第十四條（略）

## 別表第一（第三條、第四條関係）

一七の項

一七

ホ 破産法第百八十六條第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、同法第百九十二條第三項の規定による商事留置権消滅の許可の申立て、同法第二百四十八條第一項の規定による免責許可の申立て若しくは同法第二百五十六條第一項の規定による復権の申立て、民事再生法第百四十八條第一項の規定による担保権消滅の許可の申立て、行政事件訴訟法の規定による執行停止決	略
---	---

定の取消しの申立て若しくは仮の義務付け若しくは仮の差止め決定の取消しの申立て、労働組合法（昭和二十四年法律第七十四号）第二十七條の二十の規定による申立て、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第十六條第三項若しくは第十七條第一項若しくは第三項の規定による申立て、借地借家法第四十四條第一項ただし書の規定による弁護でない者を手続代理人に選任することの許可を求め申立て、労働審判法第四條第一項ただし書の規定による許可でない者を代理人に選任することの許可を求める申立て、特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律第七條第一項若しくは第二項の規定による民事執行の手続の停止若しくは続行を命ずる裁判を求める申立て、人事訴訟法（平成十五年法律第九号）第三十九條第一項の規定による申立て、特許法（昭和二十四年法律第二十一号）第二百五條の二の第三項、第五條の四第二項若しくは第五條の五第二項の規定による申立て、著作権法（昭和四十五年法律第四十八号）第百十四條の六第一項若しくは第百十四條の七第一項の規定による申立て、不正競争防止法（平成五年法律第四十七号）第十條第一項若しくは第十一條第一項の規定による申立て、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和二十二年法律第五十四号）第八十一條第一項若しくは第八十二條第一項の規定による申立て、種苗法（平成十年法律第八十三号）第四十條第一項若しくは第四十一條第一項の規定による申立て、家畜運搬資源に係る不正競争の防止に関する法律（令和二年法律第二十二号）第十一條第一項若しくは第十二條第一項の規定による申立て又は仲裁法第四十九條第七項の規定による申立て

# ○配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覽

・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・四法五三）  
 ・本則一八五条（令和七・二・一三までに施行）

（接近禁止命令等の申立て等）  
 第二條（略）

③ 前二項の書面（以下「申立書」という。）に第一項第五号イからニまで又は前項第三号イからニまでに掲げる事項の記載がない場合は、申立書には、第一項第一号から第四号まで又は前項第一号及び第二号に掲げる事項についての申立者の供述を記載した書面（以下「公証人法（明治四十一年法律第五十三号）第五十八條ノ二第二項の認証を受けたものを添付しなければならぬ。

# ○民事執行法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(令和五・六・四四五三) 本則四条(令和七・二・一三までに施行)

## (債務名義)

### 第三案(任意略)

一 四(二)略  
五 金銭の一定の額の支払又はその他の代替物若しくは有価証券の一定の数量の交付を目的とする請求についての公証人作成した公証證書で、債務者が自ら強制執行に服する旨の陳述が記載されているもの(以下「執行証書」という。六・一七(略))

## 第五案(強制執行の実施)

第五案 強制執行は、執行文の付された債務名義の正本に基づいて実施する。ただし、少額訴訟における確定判決又は仮執行の宣言を付した少額訴訟の判決又はその支払督促によりこれに表示された当事者に対し、又はその者のためにする強制執行は、その正本に基づいて実施する。

## (執行文の付与)

第六案(一) 執行文は、申立てにより、執行証書以外の債務名義については事件の記録の存する裁判所の裁判所書記官が、執行証書についてはその原本を保有する公証人が付与する。  
② 執行文の付与は、債権者が債務者に対しその債務名義により強制執行をすることができるとき、その旨を債務名義の正本の末尾に付与する方法により行う。  
一三(改正により追加)

## 第九案(債務名義等の送達)

第九案 強制執行は、債務名義又は確定しより債務名義となるべき裁判の正本又は原本が、あらかじめ、又は同時に、債権者に送達されるとき限り、開始することができる。第十七条の規定により執行文が付与された場合においては、執行文及び同条の規定により債権者が提出した文書の原本も、あらかじめ、又は同時に、送達されなければならない。

## (配当等の額の供託)

### 第九案(一)(略)

第三十九案 第一項第七号又は第六十三案第二項第六号に掲げる文書が提出されているとき。  
四(一七(略))

## (執行官の供託)

第四案(一)(任意略)  
一三(一七(略))  
三三 第三十九案第一項第七号又は第六十三案第二項第六号に掲げる文書が提出されているとき。  
四(略)

## (不動産担保権の実行の開始)

第八案(一) 不動産担保権の実行は、次に掲げる文書が提出されたときに限り、開始する。  
一 担保権の存在を証する確定判決若しくは家事事件手続法第六十五條の審判又はこれらと同効力を有するもの(以下「担保権の登記(仮登記を除く)に関する登記事項証明書」という。二) 担保権の登記(仮登記を除く)に関する登記事項証明書  
四 一般の先取特権にあつては、その存在を証する文書  
③(略)  
④(略)

## (不動産担保権の実行の開始決定)

④(略) 不動産担保権の実行の開始決定がされたときは、裁判所書記官は、開始決定の前条に規定する文書の目録及び第一項第四号に掲げる文書の写しを相手方に送付しなければならない。  
一・二(改正により追加)

## (不動産担保権の実行の停止)

第一八三案(一) 不動産担保権の実行の手続は、次に掲げる文書の提出があつたときは、停止しなければならない。  
一 担保権のないことを証する確定判決(確定判決と同一の効力を有するものを含む。次号において同じ。)の原本  
二 第一百八十一條第一項第一号に掲げる裁判若しくはこれと同一の効力を有するものを取り消し、若しくはその効力がないことを宣言し、又は同項第三号に掲げる登記を抹消すべき旨を命ずる確定判決の原本  
三 担保権の実行をしない旨、その実行の申立てを取り下げる旨又は債権者が担保権によつて担保される債権の弁済を受け、若しくはその債権の弁済の猶予をした旨を記載した裁判上の和解の調書の他の公文書の原本  
四 担保権の登記の抹消に関する記事事項証明書  
五 不動産担保権の実行の手続の停止及び執行処分の取消しを命ずる旨を記載した裁判の原本  
六 不動産担保権の実行の手続の一時の停止を命ずる旨を記載した裁判の原本  
七 担保権の実行を一時禁止する裁判の原本

② 前項第一号から第五号までに掲げる文書が提出されたときは、執行裁判所は、既にした執行処分をも取り消さなければならない。  
③(略)

## (船舶の競売)

第八九案 前章第一節第三款及び第八十條から第八十四條までの規定は、船舶を目的とする担保権の実行に適用する。この場合において、第一百十五條第三項中「効力のある債務名義の正本」とあるのは、第八十九條において準用する第八十八條第一項から第二項までに規定する文書と、第一百八十一條第一項第二号中「一般の先取特権」とあるのは、先取特権と読み替へるものとする。

## (債権及びその他の財産権についての担保権の実行の調整)

第一九三案(一) 第四十三條の規定する担保権及び第六十條第一項に規定する財産権(以下「債権」という。その他財産権」という)を目的とする担保権の実行は、担保権の存在を証する文書(権利の移転についで登記簿を要するその他の財産権を目的とする担保権)の第一号の先取特権以外のものについては、第一百八十條第一項第一号から第三号まで、第二項又は第三項に規定する文書が提出されたとき限り、開始する。担保権を有する者が目録の売却、賃貸、滅失若しくは損傷又は目的物に対する物権の設定若しくは土地取得法(昭和二十六年法律第二百九十九号)による取用その他の行政処分により債権者が受けるべき金銭その他の物に対して民法その他の法律の規定によつてするその権利の行使についても、同様とする。  
②(略)

# ○組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

## 改正法令一覧

・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律(令和五・六・四四五三) 本則四条(令和七・二・一三までに施行)

## (担保権の実行としての競売の手続との調整)

第二九案(一)(略)  
② 担保権の実行としての競売の手続が開始された後に当該担保権についての留保保全命令が発せられた場合において、檢察官が当該命令の原本を提出したときは、執行裁判所は、その手続を停止しなければならない。この場合における民事執行法の規定の適用については、同法第八十三條第一項第七号(同法第八十九條、第九十二條又は第九十三條第二項において準用する場合を含む。)の文書の提出があつたものとみなす。

有効な改正前規定(民事執行法)

組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律



正後(昭)

昭和二十二年法律第百号 第八十七條第二項又は第二項の規定により作業者に従事しなかつた」と、第二十三條第一項第二号中「住居」とあるのは「陸上労働所」と、「在宅勤務等」とあるのは「陸上勤務」と、同条及び第二十四條第二項中「在宅勤務等の措置」とあるのは「陸上勤務の措置」と、第二十三條第二項第二号中「労働基準法第三十二條の三第三項の規定に準じ労働させること」とあるのは「短期間の航海を行う船舶に乗り組ませること」と、同号及び第二十四條第一項中「始業時刻変更等の措置」とあるのは「短期間航海船舶に乗り組ませること等の措置」と、同項中「労働基準法第三十九條の規定による年次有給休暇」とあるのは「船舶基準法七十四條から第七十八條までの規定による有給休暇」と、同条第四項中「在宅勤務等」とあるのは「陸上勤務」と、第十八條及び第五十五條から第五十八條までの規定中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、第五十二條第二中「第八項まで」とあるのは「第二章から第五章まで」と、第五十二條の三第三中「から第五十一條の六まで」とあるのは「第五十二條の五及び第六十條第三項」と、第五十二條の四第一項「第五十二條の五第一項及び第五十八條中「都道府県労働局長」とあるのは「地方運輸局長・運輸監理部長を含む」と、同項中「第六條第一項の紛争調整委員会」とあるのは「第二十一條第二項のあつせん員候補者簿に記載されている者のうちから指名する調停員」と、第五十五條の三第一項から第六項「第十六條の八第一項(第十六條の九第一項において準用する場合を含む)」、第十七條第一項第二号、第三項及び第四項第一号(これらの規定を第十六條第九第一項において準用する場合を含む)」、第十八條の二、第十七條第一項、第十八條第一項において準用する場合を含む)、第十八條の二とあるのは「第十六條の六第一項」と、第五十七條中「第十六條の五第一項及び第六二項、第十七條の八第一項第三号及び第四項第一号(これらの規定を第十六條第九第一項において準用する場合を含む)」、第十七條第一項第二号、第三項及び第四項第一号(これらの規定を第十六條第九第一項において準用する場合を含む)」とあるのは「第十六條の五第一項及び第二項」と、「労働政策審議会」とあるのは「交通政策審議会」とする。

認の請求に基づき所定労働時間を短縮することにより当該職員が就業しつづける子を養育することを容易にするための措置(次項において「育児のための所定労働時間の短縮措置」という)を講じなければならない。ただし、第二十三條第一項ただし書の規定を適用するとしなければならぬ。この限りでない。か」に該当する特定非常勤職員については、この限りでない。(註略)

⑳ 職員が承認の請求に基づき、当該職員が就業しつづける子を養育することを容易にするため、住居その他これに準ずるものとして労働協約、就業規則その他これに準ずるものとして定める場所における勤務(第三十七項において、在宅勤務等)という、をさせる措置(第三十五項において、在宅勤務等の措置という) 一 前号に掲げるもののほか、労働基準法第三十條の三第一項の規定により勤務させるとその他の職員が承認の請求に基づき厚生労働省令で定める当該職員が就業しつづける子を養育することを容易にするための措置(第三十四項において、始業時刻変更等の措置)という。

新40 改正により追加  
④④ 改正により追加

行政執行法人の長は、職員のうち、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員に関して、職員が承認の請求に基づき育児に関する目的のために利用することができる休暇(行政執行法人の子の看護休暇、行政執行法人介護休暇及び労働基準法第三十九條の規定による年次有給休暇)として与えられるものを除き、出産後の養育にひいては出産前においても準用することができる休暇を含む)を与えるための措置を講ずるよう努めるとともに、次に掲げる職員に関して、始め時刻変更等の措置に準じて、必要な措置を講ずるよう努めなければならない。(一、一略)

④⑤ 改正後の(昭) ④⑤ 第十五條の二の規定は、行政執行法人の職員に係る第三十八項に規定する行動について準用する。この場合において、同条第二項中「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、「その雇用する労働者」とあるのは「職員」と、「当該労働者」とあるのは「当該職員」と、同条第四項中「事業主」とあるのは「行政執行法人である場合にあつては、その役員」とあるのは「行政執行法人の役員」と、同条第四項中「事業主」とあるのは「行政執行法人の役員」と、「事業主」とあるのは「行政執行法人の長」と、「前条第一項」とあるのは「第六十一條第三十八項」と読み替へるものとする。改正後の(昭) ④⑤ 行政執行法人の長は、その第三十三項に規定する法律第二十條第一項の規定による育児休業をしないもの(一日の所定労働時間が短い職員)として厚生労働省令で定めるものを除く)に関して、厚生労働省令で定めることにより、職員を承認

③ (公務員に関する特別) 第八條(昭) 略

②② 行政執行法人の長は、職員が第二十一條第三項の厚生労働省令で定める期間の始期に達したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該職員に対して、当該期間中その他の行政執行法人介護休業に関する制度、介護両立支援制度等その他の厚生労働省令で定める事項を知らせなければならない。

②① 行政執行法人の長は、職員のうち、その三歳に満たない子を養育する職員であつて、国家公務員の育児休業等に関する法律第三十一條の規定による育児休業をしないもの(一日の所定労働時間が短い職員)として厚生労働省令で定めるものを除く)に関して、厚生労働省令で定めることにより、職員を承認

④④ 行政執行法人の長は、職員のうち、その三歳に満たない子を養育する職員であつて、国家公務員の育児休業等に関する法律第三十一條の規定による育児休業をしないもの(一日の所定労働時間が短い職員)として厚生労働省令で定めるものを除く)に関して、厚生労働省令で定めることにより、職員を承認

○育児休業 介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則

令和六年六月一日以降効な旧規定

改正法令 覽

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律施行規則及び雇用保険法施行規則の一部を改正する省令(令和六・九・一厚勞二五) 本則一条(令和七・一〇・一施行)

新第九條の六、第六九條の七 (改正により追加)

法第二十條第一項の厚生労働省令で定める事項を知らせる方法) 第六九條の六、第六九條の七の規定は、法第二十一條第一項の規定により、労働者に対して、第六九條の八で定める事項を知らせる場合について準用する。改正後の第六九條の八

法第二十條第一項の厚生労働省令で定める制度又は措置 第六九條の七、法第二十一條第一項の厚生労働省令で定める制度又は措置は、次のとおりとする。

改正後第六九條の九

法第二十條第一項の厚生労働省令で定める事項 第六九條の八、法第二十一條第一項の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

改正後第六九條の九

二 介護休業申出及び法第二十一條第三項の介護両立支援制度等申出の申出先 (改正後第六九條の九)

(三) 略

法第二十條第一項の厚生労働省令で定める措置 第九條の九、第六九條の五の規定は、法第二十一條第一項の厚生労働省令で定める措置について準用する。(改正後の第六九條の二)

法第二十條第三項の厚生労働省令で定める事項 第九條の九、第六九條の八の規定は、法第二十一條第三項の厚生労働省令で定める事項について準用する。(改正後の第六九條の二)





### ○労働者協同組合法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四・一二・一六法）〇四（附則三八条（令和七・一二・一五まで）に施行）

#### 附則

##### 特定就労継続支援を行う組合の特例

第二条 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十四項に規定する就労継続支援に係る同法第二十九条第一項に掲げる基準は、当該障害福祉サービス（以下この条において「特定就労継続支援」という。）を行う組合については、当分の間、特定就労継続支援を受ける者は、第八十八条第一項に規定する組合の行う事業に従事する者の総数に占める組合員数の割合の算定の基礎となる組合の行う事業に従事する者及び組合員に算入しない。

### ○労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和・五・三二法）〇四（附則七条二号（令和七・一〇・一施行）

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の適用に関する特例

第四七条の三 労働者派遣の役務を受ける者がその指揮命令の下に労働させる派遣労働者の当該労働者に係る就業に關しては、当該労働者派遣の役務の提供を受ける者もまた、当該派遣労働者を雇用する事業主となし、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律第十条、第十六条（同法第十六条の四及び第十六条の七において準用する場合を含む）、第十六条の十、第十八条の二、第二十条の二、第二十一条第四項、第二十三条の二、第二十五条及び第二十五条の二第二項の規定を適用する。この場合において、同法第二十五条第一項中「雇用管理上」とあるのは、「雇用管理上及び指揮命令上」とする。

### ○障害者の雇用の促進等に関する法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四・一二・一六法）〇四（本則〇条（令和七・一二・一五まで）に施行）

#### （障害者職業センターとの連携）

##### 第二条（略、改正後の①）

##### ② 改正により追加

#### （障害者職業総合センター）

##### 第〇条（柱書略）

##### 第一三（略）

四 広域障害者職業センター、地域障害者職業センター、第二十七条第二項の障害者就業・生活支援センター、就労支援事業者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五条第十三項に規定する就労移行支援を行う事業者をいう。第二十五条第五号において同じ。）その他の関係機関及びこれらの機関の職員に対する職業リハビリテーションに関する技術的事項についての助言、指導、研修その他の援助を行うこと。

#### （雇用義務に係る規定の特定短時間労働者についての適用に関する特例）

第七〇条 第四十三條第一項、第四十四條第一項第二号、第四十五條の二第一項第二号、第四十五條の三第一項第四号及び第六号並びに第四十六條第一項の対象障害者である労働者の数の算定に当たっては、第四十三條第三項及び第五項、第四十四條第三項並びに第四十五條の二第四項及び第六項（第四十五條の三第六項及び第四十六條第二項において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、重度身体障害者、重度知的障害者又は精神障害者である特定短時間労働者（短時間労働者のうち、一週間の所定労働時間が厚生労働大臣の定める時間の範囲内にある労働者をい、当該算定に係る事業主から障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第二十九条第一項の指定障害福祉サービス（同法第五条第十四項に規定する就労継続支援であつて、厚生労働省令で定める便宜を供与するものに限る。）を受けている者を除く。以下同じ。）は、その一人をもつて、第四十三條第五項の厚生労働省令で定める数に満たない範

囲内において厚生労働省令で定める数の対象障害者である労働者に相当するものとみなす。





○厚生年金保険法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
  - ・民間関係手続等における情報通信技術の用等の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律（令和五・六・一四法五三三）本則五六条（令和七・二・一三まで）に施行

○生活困窮者自立支援法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
  - ・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六・六・一五法四一三）附則一（令和七・二・四まで）に施行

○児童福祉法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

- 改正法令一覽
  - ・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四・二・一六法一〇四）本則六一（令和七・二・一五まで）に施行

船が四十五歳未満であるものに限り、当該教育訓練を受けようとする日（当該教育訓練に係る指定教育訓練実施者によるその旨の証明がされた日に限る。）のうち失業している日（失業していることについての認定を受けたい日に限る。）について支給する。この場合における第十條第五項、第六十條の三及び第六十二條第二項の規定の適用については、第十條第五項中「教育訓練給付金」とあるのは、「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」とあり、第六十條の三第三項中「教育訓練給付金」とあるのは、「このより教育訓練給付金又は教育訓練支援給付金」とあり、教育訓練給付金とあるのは、「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」とあり、同条第二項中「教育訓練給付金」とあるのは、「前条第二項及び附則第十條の第二項」とあり、第七十二條第一項中「教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」とあるのは、「このより教育訓練給付金及び教育訓練支援給付金」とあり、同条第二項中「教育訓練給付金」とあるのは、「前条第二項及び附則第十條の第二項」とあり、第七十三條第十四条の第一項若しくは附則第十條の第二項」とする。

第一條の三 改正により追加

第三條(一) 国庫は、第六十六條第一項、同項第三号及び第五号に規定する費用に係る部分に限る。以下この項において同じにかかわらず、同項の規定による国庫の負担額の百分の五十に相当する額を負担する。

② 前項の規定の適用がある場合における第六十六條第五項の規定の適用については、前条第一項の規定にかかわらず、第六十六條第五項中「前各項」とあるのは、「前各項（第一項第三号及び第五号を除く。）及び附則第十三條第一項、同号に規定する費用に係る部分に限る。」及び第十四條第一項」とする。

第四條(一) 令和六年度から令和八年度までの各年度において、第六十六條第一項（同項第三号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定及び前条（同号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、同項、同号に規定する費用に係る部分に限る。）の規定による国庫の負担額の百分の十に相当する額を負担する。

② 前項の規定の適用がある場合における第六十六條第五項の規定の適用については、前条第一項の規定にかかわらず、第六十六條第五項中「前各項」とあるのは、「前各項（第一項第三号及び第五号を除く。）及び附則第十三條第一項、同号に規定する費用に係る部分に限る。」及び第十四條第一項」とする。

② 前項の規定の適用がある場合における第六十六條第五項の規定の適用については、前条第一項の規定にかかわらず、第六十六條第五項中「前各項」とあるのは、「前各項（第一項第三号及び第五号を除く。）及び附則第十三條第一項、同号に規定する費用に係る部分に限る。」及び第十四條第一項」とする。

第七八條の二(二) 職等をした場合における標準報酬の改定の特例

③ 標準報酬改定請求は、当事者が標準報酬改定又は決定の請求をすること及び請求すべき按割合について合意している旨が記載された公正証書の添付その他の厚生労働省で定める方法によりしなければならない。

第七九條(一) 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項に規定する事業を行うに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二十号）第四十二条号に掲げる業務（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十二条の五第一号に掲げる業務及び同法第三十二条の十一第一項第一号に掲げる業務）児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びに社会教育法（昭和十四年法律第二百七号）第五第一項第十号（同法六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を確保するその他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

⑤ 都道府県等は、第一項に規定する事業及び給付金の支給並びに第二項に規定する事業を行うに当たっては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第二十号）第四十二条号に掲げる業務（母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第十二条の五第一号に掲げる業務及び同法第三十二条の十一第一項第一号に掲げる業務）児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第六條の三第二十項に規定する児童育成支援拠点事業並びに社会教育法（昭和十四年法律第二百七号）第五第一項第十号（同法六条第一項において引用する場合を含む。）に規定する学習の機会を確保するその他の関連する施策との連携を図るよう努めるものとする。

② 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくはは務所に通わせ当該事業所若しくはは務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる。

② 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくはは務所に通わせ当該事業所若しくはは務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる。

第二二條の四(三) 照会等の禁止 前条第一項の規定により匿名小児慢性特定疾病関連情報の提供を受け、これを利用する者（以下「匿名小児慢性特定疾病関連情報利用者」という。）は、匿名小児慢性特定疾病関連情報の取扱いに当たっては、当該匿名小児慢性特定疾病関連情報の作成に用いられた同意小児慢性特定疾病関連情報に係る本を識別するために、当該同意小児慢性特定疾病関連情報から削除された前述等（文書、図画若しくは電磁的記録（電磁的方式（電子的方式）の方式を用いて作成された記録をいう。）に記載された、若しくは記録され、又は音声・動作その他の方法を用いて表された一切の事項をいう。）若しくは匿名小児慢性特定疾病関連情報の取扱いに用いられた加工の方法に関する情報を取除き、又は当該匿名小児慢性特定疾病関連情報に関する情報と照合してはならない。

② 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくはは務所に通わせ当該事業所若しくはは務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる。

② 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくはは務所に通わせ当該事業所若しくはは務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる。

② 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくはは務所に通わせ当該事業所若しくはは務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる。

② 児童又はその保護者を児童相談所その他の関係機関若しくは関係団体の事業所若しくはは務所に通わせ当該事業所若しくはは務所において、又は当該児童若しくはその保護者の住所若しくは居所において、児童福祉司若しくは児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の児童委員に指導させ、又は市町村、都道府県以外の障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第八項に規定する一般相談支援事業若しくは特定相談支援事業（次条第一項第二号及び第十四条の七において「障害者等相談支援事業」という。）を行う者その他当該指導を適切に行うことができる。

者として内閣府令で定めるものに委託して指導させると。  
三十八(略)

第三章 障害児福祉計画

第九節 障害児福祉計画

第三三条の三(二) 障害児福祉計画の作成等のための調査及び分析等① 内閣府大臣は、市町村若しくは障害児福祉圏及び都道府県障害児福祉計画の作成、実施及び評価並びに障害児福祉の増進に資するため、次に掲げる事項に関する情報(第二号に掲げる事項)について調査及び分析を行い、その結果を公表するものとする。② 第二号及び第三号に掲げる事項については調査及び分析を行い、その結果を公表するよう努めるものとする。

一 障害児通所給付費等(第五十七条の二第一項に規定する障害児通所給付費等)及び障害児入所給付費等(第五十七条の三に規定する障害児入所給付費等)に関する費用の額に関する地域別又は年齢別の状況その他の内閣府令で定める事項  
二、三(略)

新第三三条の三(三) 第三三条の三(九) 改正により追加

第三三条の三(三) 連合会等の委託 内閣府大臣は、前条第一項に規定する調査及び分析に係る業務の全部又は一部を連合会その他の関係府令で定める者に委託することができ、改正後の第三三条の三(一)〇

第三三条の三(一) 改正により追加

第三〇条の三 守秘義務違反の罪 往書略

一(略)  
二 第二十一条の四の八の規定による命令に違反したとき、  
三 改正により追加

第六五条の五 報告義務違反等の罪① 正当な理由がないのに、第二十一条の四の七第一項の規定による報告若しくは帳簿書類の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の帳簿書類の提出若しくは提示をし、又は同項の規定による質問に對して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくは同項の規定による入り若しくは検査を拒み、妨げ、若しくは忌避したときは、当該違反行為をした者は、五十万円以下の罰金に処す。  
②(略)

〇身体障害者福祉法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律(令和四・二・一六法)〇四  
本則一三条(令和七・二・一五までに施行)

第九節の実施者

第九條一⑤(略)

⑥ 市町村は、前項第二号の規定による情報の提供並びに同項第三号の規定による相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む身体障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これら障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十八項に規定する、一般相談支援事業又は特相相談支援事業を行う当該市町村以外の者に委託することができる。  
⑦⑧(略)

第七節 連絡調整等の実施者

第一〇條一(略) 往書略

二(往書略)

二 必要に及び、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第二十五項に規定する補装具の処方及び適合判定を行うこと  
③④(略)

身体障害者相談員

第二二條の三③(略)

④ 身体障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、身体に障害のある者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業(第十八條の二において「障害福祉サービス事業」という)、同法第五條第十八項に規定する一般相談支援事業その他の身体障害者の福祉に関する事業に係るサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。  
⑤(略)

〇知的障害者福祉法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律(令和四・二・一六法)〇四  
本則一四條(令和七・二・一五までに施行)

第一條一(略) 往書略

二(往書略)

② 都道府県は、前項第二号に規定する相談及び指導のうち主として居宅において日常生活を営む知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これら障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第十八項に規定する一般相談支援事業又は特相相談支援事業を行う当該都府県以外の者に委託することができる。  
③(略)

知的障害者相談員

第一〇條一③(略)

④ 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たっては、知的障害者又はその保護者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業(第二十一条において「障害福祉サービス事業」という)、同法第五條第十八項に規定する一般相談支援事業その他の知的障害者の福祉に関する事業に係るサービスを提供する者その他の関係者等との連携を保つよう努めなければならない。  
⑤(略)

〇障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の一部を改正する法律(令和四・二・一六法)一〇四  
附則三三條(令和七・二・一五までに施行)

第一條一(略) 往書略

二(往書略)

③ この法律において「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第三十二号)第五條第十項に規定する障害者福祉施設(以下「障害者福祉施設」という)若しくは独立行政法人国立重度知的障害者養護施設(以下「養護施設」という)の職員(第六十七條)第一條第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合療養施設の職員が設けられた施設(以下「重みみの園」という)(以下「障害者福祉施設」という)又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五條第一項に規定する障害福祉サービス事業、同条第十八項に規定する一般相談支援事業若しくは特相相談支援事業、同条第二十六項に規定する移動支援事業、同条第二十七項に規定する地域活動支援センターを経営する事業者若しくは同条第二十項に規定する福祉ホームを経営する事業者その他厚生労働省令で定める事業(以下「障害福祉サービス事業」という)に係る業務に従事する者という。  
④(略)

有効な改正前規定 (身体障害者福祉法 知的障害者福祉法 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律)

有効な改正前規定（障害者総合支援法） 社会福祉法 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

○障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四・一・二一六法）（四）  
本則三条（令和七・二・一五までに施行）

第五条(1) この法律において「障害福祉サービス」とは、居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、施設入所支援、自立生活訓練、移動支援、義務継続支援、義務定着支援、自立生活援助及び共同生活援助をいいい、障害福祉サービス事業とは、障害福祉サービス（障害者支援施設、独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法、平成十四年法律第百六十七号）第十一条第一号の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園が設置する施設、以下「のぞみの園」といふ。その他主務省令で定める施設において行われる施設障害福祉サービス（施設入所支援及び主務省令で定める障害福祉サービス）をいふ。以下同じ。）を除く。を行う事業をいふ。

②(12) 略  
新設(1) 改正により追加  
③(128) 略、改正後の(128)

（介護給付費、特例介護給付費、訓練等給付費及び特例訓練等給付費の支給）

第二八条(1) 略

②(1) 略

新設(1) 改正により追加

二一六(略、改正後の三一七)

第五章 障害福祉計画

第一〇九条の二 第一〇九条の三 改正により追加

第一〇九条の二 第四十八条第三項において準用する場合を含む。第五十一条の三第一項、第五十二条の二十七第一項若しくは第二項若しくは第五十一条の三第二項の規定による報告若しくは物件の提出若しくは提示をせず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出若しくは提示をし、又はこれらの規定による当該職員の問題に対して、答弁せず、若しくは虚偽の答弁をし、若しくはこれらの規定による検査を拒み、

妨げ、若しくは忌避した者は、三十万円以下の罰金に処する。  
第二二条の二（改正により追加）

第二二条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同条の刑を科する。

○社会福祉法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律等の一部を改正する法律（令和六・六・五法四三）附則九条（令和七・二・一四までに施行）

第一〇六条の四(1)(3)(5) 略

④ 市町村は、重層的支援体制整備事業を実施するに当たつては、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成十九年法律第百二号）第五十一条一項の規定する支援協議会その他の居住支援に関する機関と緊密に連携しつつ、地域生活圏を抱える地域住民の居住の安定の確保のために必要な支援を行うよう努めるものとする。  
⑤(6) 略

○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律等の一部を改正する法律（令和四・二・一六法）（四）  
本則八条（令和七・二・一五までに施行）

第四條(1) 医療施設の設置者は、その施設を運営するに当たつては、精神障害者の社会復帰の促進及び自立と社会経済活動の参加の促進を図るため、当該施設において医療を受ける精神障害者が、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第五十条第一項に規定する障害福祉サービスに係る事業（以下「障害福祉サービス事業」といふ。同条第十八項に規定する一般相談支援事業（以下「一般相談支援事業」といふ。）その他の精神障害者の福祉に関する事業に係るサービスを含む。）に利用することができるように配慮し、必要に応じ、これらの事業を行う者と連携を図るとともに、地域に即した創意工夫を行い、及び地域住民等の理解と協力を得るよう努めなければならない。

②(1) 略

# ○中小企業等協同組合法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律  
(令和六・六・一九法五六) 附則八条 (令和八・一・一施行)

## 〔信用協同組合〕

第九條の八(一) (略)

(二) (一) (略)

一六(略)

十七 金利、通貨の價格、商品の價格、算定額当量(地球温暖化対策の推進に関する法律、平成十年法律第十七号 第二条第七項に規定する算定額当量その他に類似するものをいう。以下同じ)の價格その他の指標の數額としてあらかじめ当事者間で約定された數と將來一定の時期における現実に當る指標の數との差に基づいて算出される金銭の移転を約する取引又はこれに類似する取引であつて、内閣府令で定めるもの(次号において「金融等デリバティブ取引」という)のうち信用協同組合の経営の健全性を損なうおそれがないと認められる取引として内閣府令で定めるもの(第十号及び第十五号の二の事業に該当するものを除く。)

十八(二十五) (略)

十九(略)

二十(略)

二十一(略)

二十二(略)

二十三(略)

二十四(略)

二十五(略)

有効な改正前規定(中小企業等協同組合法 消費生活用製品安全法)

# ○消費生活用製品安全法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**  
・消費生活用製品安全法等の一部を改正する法律(令和六・六・二六法六七) 本則 条 (令和七・二・二五施行)

## 〔定義〕

第一條 ③ (略)

新四(改正により追加)

④(略)

⑤(略)

⑥(略)

⑦(略)

⑧(略)

⑨(略)

⑩(略)

⑪(略)

⑫(略)

⑬(略)

⑭(略)

⑮(略)

⑯(略)

⑰(略)

⑱(略)

⑲(略)

⑳(略)

㉑(略)

㉒(略)

㉓(略)

㉔(略)

㉕(略)

㉖(略)

㉗(略)

㉘(略)

㉙(略)

㉚(略)

㉛(略)

㉜(略)

㉝(略)

㉞(略)

㉟(略)

第三條 主務大臣は、特定製品について、主務省令で、一般消費者の生命又は身体に対する危害を生ずるため必要な技術上の基準を定めなければならない。この場合において、当該特定製品の製造、政令で定める他の法律の規定に基づき一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するための規格は基準を定めることができることとされているときは、当該規格又は基準に相する部分以外の部分について技術上の基準を定めるものとする。

第四條 特定製品の製造、輸入又は販売の事業を行う者は、第十条の規定により表示が付されなければならない。特定製品を販売し、又は販売の目的で陳列してはならない。

省令で定める方式による表示又はことと紛らわしい表示を付してはならない。(改正後の表)

②(改正により追加)

③(改正により追加)

④(改正により追加)

⑤(改正により追加)

⑥(改正により追加)

⑦(改正により追加)

⑧(改正により追加)

⑨(改正により追加)

⑩(改正により追加)

⑪(改正により追加)

⑫(改正により追加)

⑬(改正により追加)

⑭(改正により追加)

⑮(改正により追加)

⑯(改正により追加)

⑰(改正により追加)

⑱(改正により追加)

⑲(改正により追加)

⑳(改正により追加)

㉑(改正により追加)

㉒(改正により追加)

㉓(改正により追加)

㉔(改正により追加)

㉕(改正により追加)

㉖(改正により追加)

㉗(改正により追加)

㉘(改正により追加)

㉙(改正により追加)

㉚(改正により追加)

㉛(改正により追加)

㉜(改正により追加)

㉝(改正により追加)

㉞(改正により追加)

㉟(改正により追加)

㊱(改正により追加)

㊲(改正により追加)

㊳(改正により追加)

㊴(改正により追加)

㊵(改正により追加)

㊶(改正により追加)

㊷(改正により追加)

㊸(改正により追加)

㊹(改正により追加)

㊺(改正により追加)

第六條 特定製品の製造又は輸入の事業を行う者は、主務省令で定める特定製品の区分(以下単に「特定製品の区分」という)に従い、次の事項を主務大臣に届け出ることができる。

第一(略)  
第二(略)  
第三(略)  
第四(略)

製品の製造、輸入若しくは検査の方法その他の業務の方法の改善又は第六條第四号の措置の改善に関し必要な措置をとるべきことを命ずることができ。

一(略)

二(略)

三(略)

四(略)

五(略)

六(略)

七(略)

八(略)

九(略)

十(略)

十一(略)

十二(略)

十三(略)

十四(略)

十五(略)

十六(略)

十七(略)

十八(略)

十九(略)

二十(略)

二十一(略)

二十二(略)

二十三(略)

二十四(略)

二十五(略)

二十六(略)

二十七(略)

二十八(略)

二十九(略)

三十(略)

三十一(略)

三十二(略)

三十三(略)

三十四(略)

三十五(略)

三十六(略)

三十七(略)

三十八(略)

三十九(略)

四十(略)

四十一(略)

四十二(略)

四十三(略)

四十四(略)

第五條 主務大臣は、次の各号に掲げる場合には、届出事業者に対し、一年以内の期間を定めて当該各号に定める届出に係る型式の特定製品に第三号の規定により表示を付することを禁ずることができる。

一 届出事業者が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品(第十條第一項ただし書の規定の適用を受けず製造し、又は輸入したものを除く)が技術基準に適合してない場合において、一般消費者の生命又は身体に対する危害の発生を防止するため特に必要があると認めるとき、当該技術基準に適合してない特定製品の届出に係る型式の特定製品が製造し、又は輸入したその届出に係る型式の特定製品について、第十條第二項及び第十條第一項の規定に違反し、かつ、当該違反に係る特定製品の届出に係る型式の特定製品に第三号の規定により表示を付することを禁ずることができる。

## 〔表示の禁止〕

第五條 一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 (略)

二十八 (略)

二十九 (略)

三十 (略)

三十一 (略)

三十二 (略)

三十三 (略)

三十四 (略)

三十五 (略)

三十六 (略)

三十七 (略)

三十八 (略)

三十九 (略)

四十 (略)

四十一 (略)

四十二 (略)

四十三 (略)

四十四 (略)

第六條 一 (略)

二 (略)

## 〔登録〕

第六條 一 (略)

二 (略)

三 (略)

四 (略)

五 (略)

六 (略)

七 (略)

八 (略)

九 (略)

十 (略)

十一 (略)

十二 (略)

十三 (略)

十四 (略)

十五 (略)

十六 (略)

十七 (略)

十八 (略)

十九 (略)

二十 (略)

二十一 (略)

二十二 (略)

二十三 (略)

二十四 (略)

二十五 (略)

二十六 (略)

二十七 (略)

二十八 (略)

二十九 (略)

三十 (略)

三十一 (略)

三十二 (略)

三十三 (略)

三十四 (略)

三十五 (略)

三十六 (略)

三十七 (略)

三十八 (略)

三十九 (略)

四十 (略)

四十一 (略)

四十二 (略)

四十三 (略)

四十四 (略)







### ○貸金業法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・民事関係手続等における情報通信技術の活用等の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和五・六・四法五三）  
三）本則（令和七・一・二）までに施行

#### （特定公正証書に係る制限）

第〇条① 貸金業を営む者は、貸付けの契約について、債権者等から、当該債権者等が特定公正証書（債権者等が貸付けの契約に基づく債権の不履行の場合に強制執行を目的とする旨の陳述が記載された公正証書をいう。以下この条において同じ。）の作成を公証人に委託することを代理人に委任することを証する書面を取得してはならない。

②③ 略

### ○金融商品取引法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六・六・一九法五五）  
附則七条（令和八・一・一）施行

#### （業務の範囲）

第八七条の二① 金融商品取引所は、取引所金融商品市場の開設及びこれに附帯する業務のほか、他の業務を行うことができない。ただし、内閣府令で定めるところにより内閣閣理大臣の認可を受けた場合には、金融商品の取引（取引所金融商品市場における取引を除く。）の当事者を識別する番号を指定する業務、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第一条第七項に規定する算定割当量をいう。）に係る取引を行う市場の開設の業務、商品先物取引を行うために必要な市場の開設の業務（株式会社金融商品取引所が行う場合に限る。）その他金融商品の取引に類似するものとして内閣府令で定める取引を行う市場の開設の業務及びこれらに附帯する業務を行うこと並びに当該金融商品取引所（以下この項において「当該取引所」という。）に属する金融商品取引所グループ（金融商品取引所及びその子会社（第八十七条の三第三項に規定する子会社をいう。以下この項、同条第六項から第八項まで及び第八七条の四の二第一項において同じ。）の集団をいう。以下この項及び第八七条の四の二において同じ。）又は金融商品取引所所持株式会社及びその子会社の集団をいう。以下この項及び第八七条の二十三において同じ。）に属する二以上の会社（金融商品目録法人を含む。）（金融商品取引所を含む場合に限る。）に共通する業務であつて、当該業務を当該取引所において行うこと当該金融商品取引所グループ又は金融商品取引所持株式会社グループの業務の一体的かつ効率的な運営に特に資するものとして内閣府令で定めるものを、当該会社（当該取引所を除く。）に代わつて行うことができる。

②③ 略

### ○経済施策を一体的に講ずることに よる安全保障の確保の推進に関する法律

令和七年六月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・経済施策を一体的に講ずることによる安全保障の確保の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和八・五・一七法二〇）  
△本則（令和七・一・一六）までに施行

#### （特定公益信託設置者の指定）

第五〇条①（再掲）  
新八（改正より追加）  
第八十四（略）  
改定後の九十五（略）

②③ 略

### ○商品先物取引法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

#### 改正法令一覽

・地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六・六・一九法五五）  
附則九条（令和八・一・一）施行

#### （業務の範囲）

第条① 商品取引所は、商品又は商品指数について先物取引をするために必要な市場の開設の業務（以下「商品市場開設業務」という。）及び上場商品の品質の鑑定、判行物の発行その他これに附帯する業務以外の業務を行つてはならない。ただし、主務省令で定めるところにより、主務大臣の認可を受けた場合には、商品市場開設業務に関連する業務及びこれに附帯する業務、算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第十七号）第一条第七項に規定する算定割当量をいう。）以下同じ。）に係る取引を行う市場の開設の業務及びこれに附帯する業務、金融商品市場（金融商品取引法第十四項に規定する金融商品市場をいう。以下同じ。）の開設の業務及びこれに附帯する業務（株式会社商品取引所が行う場合に限る。）又は金融商品債務引受等（同法第五十六条の三第一項第八号に規定する金融商品債務引受等をいう。以下同じ。）及びこれに附帯する業務を行うことができる。

②③ 略

#### （認可審査基準）

第九六条の二①（注書略）  
一 認可申請書又は認可を受けて設立される会社（以下この条において「認可申請者等」という。）が専ら株式会社商品取引所又は株式会社商品取引所商品取引所関連会社（商品市場開設業務に附帯する業務を行う会社、商品市場開設業務を行う会社を子会社とする）ことができる。

②③ 略

④ 略

⑤ 略

⑥ 略

⑦ 略

⑧ 略

⑨ 略

⑩ 略

⑪ 略

⑫ 略

⑬ 略

⑭ 略

⑮ 略

⑯ 略

⑰ 略

⑱ 略

⑲ 略



有効な改正前規定（電気事業法 原子力基本法）

○電気事業法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五・六・七法四四）本則一条（令和七・六・六施行）

（準用）

第七十九条の七第一項本文及び第二項、第二十六条の二、第二十七条第三項、第二十七条の二、第二十七条の三並びに第二十七条の二十五の規定は、発電事業者に準用する。この場合において、同条第一項中「事業者の全部又は一部」とあるのは「事業」と、あるべきところは「その全部又は一部の」と読み替えるものとする。

第七十九条の二、第七十九条の六（改正により追加）

（定期検査）

第五十四条 特定重要電気工作物（発電用ボイラー、タービンの他の電気工作物のうち、公共の安全の確保上特に重要なものとして主務省令で定めるもの）であつて、主務省令で定める圧力以上の圧力を加えられる部分があるもの並びに発電用原炉及びその附属設備であつて主務省令で定めるものをいう。ついで、これを設置する者は、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める時期に、主務大臣が行う検査を受けなければならない。ただし、主務省令で定める場合はこの限りでない。

（報告の徴収）

第六〇条① 主務大臣は、第二十九条、第四十条、第四十一条、第四十二条及び第五十条の規定の施行に必要な限度において、政令で定めるところにより、原子力を原動力とする発電用の電気工作物（以下「原子力発電工作物」という。）を設置する者に対し、その原子力発電工作物の保守に係る業務の状況に関し報告又は資料の提出をさせることができる。

②（略）

（職員の特別）

第八〇八条① 経済産業大臣は、第十六条第二項又は第二十七条の十二の九第二項の規定による供給区域の減少しようとするときは、行政手続法第八十一条第十八号、第十七条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、職

問を行わなければならない。②（略）

（核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律との関係）

第二二条の三① 核燃料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十三年法律第六十六号、以下この条において「原子炉等規制法」という。）第四十三条の九第一項の規定による認可を受けた設計及び工事の方法その他の工事の計画（以下この条において「設計及び工事の計画」という。）に係る原子力発電工作物の設置又は変更の工事の計画に対する第四十七条第三項又は第四十八条第三項の規定の適用については、当該設計及び工事の計画が第四十七条第三項第一号に掲げる要件（第三十九条第二項第一号に掲げる事項に係る部分）であつて、原子炉等規制法第四十三条の十四の技術上の基準に該当する部分に限る。次項において同じ。又は第四十八条第三項第一号に掲げる要件（第四十七条第三項第一号に掲げる事項に係る部分）に該当する部分に限る。次項において同じ。に適合しているものとみなす。

②（略）

第二二〇条（柱書略）

第二二条の七第二項（第二十七条の二十九及び第三十七条の三十二において準用する場合を含む）、第二二条の八第一項、第七條第四項、第八條第二項において準用する場合を含む、第十條第一項、第二十七條の七の三第二項において準用する場合を含む、第二十七條の十一第一項、第二十七條の十二の六第四項、第二十七條の十二の七第二項において準用する場合を含む、第二十七條の十二の十一第一項、第二十七條の二十第一項、第二十七條の二十四第二項、第二十七條の二十五第一項、第二十七條の二十九及び第三十七條の三十二において準用する場合を含む、第三十八條の第三項、第三十九條第一項若しくは第三項、第四十二條第一項若しくは第二項、第四十七條第四項若しくは第五項、第五十一条の二第二項、第四十七條の七、第五十七條の第二項又は第七十四條（第八十條の六において準用する場合を含む）の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をしたとき。

第二二二条（柱書略）

第二二二条（柱書略） 第一百十六條第四号又は第五号、三億円以下の罰金刑、第一百十六條第一号から第三号まで、第一百十七條、第一百十七條の二（第一号から第九号まで及び第十三号に係る部分に限

る）、第一百十七條の六から第十九條まで又は前条、各本条の罰金刑

○原子力基本法

令和七年六月一日以降有効な旧規定

改正法令一覧

・脱炭素社会の実現に向けた電気供給体制の確立を図るための電気事業法等の一部を改正する法律（令和五・六・七法四四）本則一条（令和七・六・六施行）

第六六条の二（改正により追加）





一の五、第五十七條の七、第二号から第四号まで又は第六号に掲げる事項の変更について同条第三項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二、第五十七條の七、第七項、第六十一条の九の二、第二項若しくは第三項、第六十一条の九の第一項若しくは第三項から第五項まで若しくは第六十三條の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

三、第五十九條第十一項の規定による警察官の停止命令に従わず、提示の要求を拒み、若しくは妨げ、又は従わぬ旨の命令に従わつた者

四、第六十條の三、第四項若しくは第七項の規定による届出をしないで国際規制物質を使用し、同条第五項若しくは第八項の規定による届出をしないで国際規制物質を貯蔵し、又は同条第六項若しくは第九項の規定による届出をしないで国際規制物質を廃棄した者

五、第六十一条の五第一項の規定による届出をしないで第六十一条の三、第二項第一号から第四号までに掲げる事項を遂行した者

六、第六十一条の七の規定に違反して、記録せず、若しくは虚偽の記録をし、又は記録を備えて置かなかつた者

七、第六十一条の八の二第二項の規定による立入り、検査又は試料の提出を拒み、妨げ、又は忌避した者

八、第六十一条の八の二第五項又は第六十八條第十四項の規定に違反した者

九、第六十二条の三（核原料物質使用者に係る部分に限る。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十、第六十七條（第一項（核原料物質使用者、国際規制物質を使用している者及び国際特定活動実施者に係る部分を除く。）を除く。）の報告をせず、又は虚偽の報告をした者

十一、第六十八條第一項（核原料物質使用者、国際規制物質使用者、第六十一条の三第一項各号のいずれかに該当する場合における当該各号に規定する者、同条第五項、第六項、第八項及び第九項に規定する者並びに国際特定活動実施者に係る部分に限る。）第一項から第四項まで又は第七項の規定による立入り、検査若しくは取去を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は質問に対して陳述をせず、若しくは虚偽の陳述をした者

十二、第六十八條第八項の規定による立入り、検査又は取去を拒み、妨げ、又は忌避した者

**第八一条**（往書略）

二、第七十八條第一号、第三号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第四号（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第七号、第八号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第八号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第十号

（試験研究等設置者に係る部分を除く。）、第十一号、第十二号（試験研究炉等設置者に係る部分を除く。）、第十三号の三、第十三号の四、第十四号、第十五号、第十七号、第十八号、第二十号、第二十一号、第二十五号の二（試験研究炉等設置者、使用者及び核原料物質を使用する者に係る部分を除く。）、第二十六号の二（試験研究炉等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十七号の二から第二十七号の四まで、第二十八号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、第二十九号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、又は第三十号（試験研究等設置者及び使用者に係る部分を除く。）、一億円以下の罰金刑

三（略）

**○電波法**

令和七年六月一日以降有効な旧規定

**改正法令一覽**

・放送法の一部を改正する法律（令和七・五・二四法三六）附則〇条（令和七・一〇・一施行）

**（欠格事由）**

**第五条①③（略）**

**④（往書略）**

**⑤（略）**

二、法人又は団体であつて、第一項第一号から第三号までに掲げる者が特定役員（放送法第二十一条第一号に規定する特定役員をいう。次条第二項第九号イにおいて同じ。）であるもの又はこれらの者がその議決権の五分の一以上を占めるもの

三、四（略）





べき事項を含む。  
三一五(略)

(改正後の⑤)  
④(略)改正後の⑥⑦  
⑧(改正により追加)

#### 国際放送の実施の要請等

第六五条① 総務大臣は、協会に対し、放送区域、放送事項(邦人の生命、身体及び財産の保護に係る事項、国の重要な政策に係る事項、国の文化、伝統及び社会経済に係る重要事項その他)の国の重要事項に係るものに限る。)その他必要な事項を指定して国際放送又は協会国際衛星放送を行うことを要請することができる。

(略)

#### (国際放送等の費用負担)

第六七条① 第六十五条第一項の要請に応じて協会が行う国際放送又は協会国際衛星放送に要する費用及び前条第一項の命令を受けて協会が行う研究に要する費用は、国の負担とする。

(略)

#### (収支予算、事業計画及び資金計画)

第七〇条①③(略)  
④ 第六十四条第一項の規定により受信契約を締結した者から徴収する受信料の額は、国会が、第一項の収支予算を承認することによって、定める。

#### (放送の休止及び廃止)

第八六条① 協会は、総務大臣の認可を受けなければ、その基幹放送局若しくはその放送の業務を廃止し、又はその放送を十二時間以上(協会国際衛星放送にあつては、二十四時間以上)休止することができない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。  
一 一三(略)

③ 協会は、その放送を休止したときは、第一項の認可を受けた場合又は第百十三条の規定により報告をすべき場合を除き、遅滞なく、その旨を総務大臣に届け出なければならない。

(略)

#### 第一八五条 (枉書略)

(略)

二 第十八条第二項、第二十條第十二項(第六十五條第五項において準用する場合を含む)、第二十條第十二項若しくは第二十一項、第二十二條の二項、第二十二條、第二十二條の二、第六十四條第二項若しくは第三項、第七十一條第一項、第八十五條第一項、第八十六條第一項又は第八十九條第一項の規定により認可を受けるべき場合に認可を受けなかつたと

き。  
新三(改正により追加)  
三(略)改正後の四

#### 第一九一条① (枉書略)

二 第二十條第十六項、第二十一條第三項、第二十三條第三項、第二十五條、第二十六條第四項、第八十六條第一項若しくは第三項又は第八十九條第二項の規定に違反して届出をしないとき。

新三(改正により追加)

三 第二十條第十五項若しくは第十六項、第四十一條、第六十一條、第六十二條又は第七十一條の二第二項の規定に違反して公表をせず、又は虚偽の公表をしたとき(改正後の四、四一七(略)改正後の五一八)

(略)

附則  
⑧―⑫ 改正により追加